平成２２年（フ）第４号
新潟県十日町市卯206番地
債務者　庭野　禎久
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
静岡県御殿場市竈1409番地の４
債務者　内田　美晴
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
山口県宇部市岬町２丁目４番２号
債務者　西村　利惠
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２５０１号
福岡市城南区梅林３丁目14番11号
債務者　永野　　了
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０２号
福岡市城南区梅林３丁目14番11号
債務者　永野　治代
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３８２６号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番25号　ハイデンスMM八軒23号
債務者　佐野　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５１号
札幌市南区真駒内本町３丁目１番10―405号
債務者　山田　正之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７８号
札幌市東区北45条東13丁目１番25号　ラフォーレ48―301号
債務者　宮田ともみ（旧姓大瀧）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２２号
札幌市東区北22条東17丁目１番７号
債務者　西川　和哉
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２３３号
札幌市東区北40条東18丁目３番５―210号
債務者　小倉　昇三
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５６号
札幌市清田区里塚２条３丁目３番８号
債務者　冨田　千織
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７６号
札幌市白石区北郷４条６丁目10番25号　コーポ田中201号
債務者　野中　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８２号
札幌市南区石山２条６丁目７番76号　ソフィール２号館102号
債務者　柳原　義晴
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９７号
札幌市南区石山１条７丁目15番１号
債務者　柳舘　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４２号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番４―505号
債務者　又村司奈子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４４号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番３―303号
債務者　菊地　沙織
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５７号
札幌市手稲区前田２条11丁目４番13―206号
債務者　西川　美香
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６５号
北海道石狩郡当別町獅子内2353番地23
債務者　中川　淳子（旧姓宮本・伊藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部